9　特定外国子会社等が前条第三項に規定する統括会社に該当することにより、その適用対象金額（法第六十八条の九十第一項に規定する適用対象金額をいう。）につき法第六十八条の九十第三項の規定の適用を受ける場合における前項の規定の適用については、同項中「書面」とあるのは「書面及び前条第四項に規定する統括業務の内容その他の財務省令で定める事項を記載した書類」と、「資料」とあるのは「資料（同項の契約に係る書類の写しを含む。）」とする。

第三十九条の百十八の見出し中「個別課税対象金額」を「個別課税対象金額等」に改め、同条第一項中「規定する政令」を「規定する個別課税対象金額に対応するものとして政令」に、「並びに次条第一項及び第二項」を「及び次条」に、「第四項」を「第五項」に改め、「加算した金額」の下に「。次項において「調整適用対象金額」という。」を加え、同条第十一項中「第三項各号」を「第四項各号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第五項又は第六項」を「第六項又は第七項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第三項各号」を「第四項各号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「同項」の下に「又は同条第四項」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項又は前項」を「第六項又は前項」に、「個別課税対象金額」を「個別課税対象金額等」に、「の課税対象金額」を「の課税対象金額等」に、「第三十九条の百十八第五項又は第六項」を「第三十九条の百十八第六項又は第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「その課税対象年度」の下に「又は部分課税対象年度」を、「相当する金額」の下に「又は当該部分課税対象金額に相当する金額」を、「第六十八条の九十第一項」の下に「又は第四項」を、「受ける個別課税対象金額」の下に「又は個別部分課税対象金額」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「その課税対象年度」の下に「又は部分課税対象年度」を加え、同項第一号中「相当する金額」の下に「又は当該部分課税対象年度の個別部分課税対象金額に相当する金額」を、「第六十八条の九十第一項」の下に「又は第四項」を、「に当該課税対象年度」の下に「又は部分課税対象年度」を加え、同項第二号中「個別課税対象金額に相当する金額」の下に「又は当該部分課税対象金額に相当する金額」を、「第六十八条の九十第一項」の下に「又は第四項」を加え、「につき同項」を「又は当該部分課税対象年度の同条第四項に規定する部分課税対象金額に相当する金額につき同条第一項又は第四項」に改め、「に当該課税対象年度」の下に「又は部分課税対象年度」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「その課税対象年度」の下に「又は部分課税対象年度」を、「もつて」の下に「第一項又は」を加え、同項第一号中「課税対象年度」の下に「又は部分課税対象年度」を加え、「第四項又は第三十九条の十八第四項」を「第五項又は第三十九条の十八第五項」に改め、「について」の下に「第一項又は」を加え、同項第二号中「課税対象年度」の下に「又は部分課税対象年度」を、「について」の下に「第一項又は」を加え、同項第三号中「課税対象年度」の下に「又は部分課税対象年度」を、「第三十九条の十八第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第六十八条の九十一第一項に規定する個別部分課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、特定外国子会社等につきその部分適用対象金額（法第六十八条の九十第四項に規定する部分適用対象金額をいう。次条において同じ。）を有する事業年度（以下第五項までにおいて「部分課税対象年度」という。）の所得に対して課される外国法人税の額に、当該部分課税対象年度に係る調整適用対象金額のうちに法第六十八条の九十一第一項に規定する連結法人に係る個別部分課税対象金額（法第六十八条の九十第四項に規定する個別部分課税対象金額をいう。以下第五項まで及び次条において同じ。）の占める割合を乗じて計算した金額（当該金額が当該個別部分課税対象金額を超える場合には、当該個別部分課税対象金額に相当する金額）とする。

第三十九条の百十九の見出しを「（特定個別課税対象金額及び間接特定個別課税対象金額の計算等）」に改め、同条第五項を削り、同条第四項中「第六十八条の九十二第五項」を「第六十八条の九十二第六項」に、「適格合併等」を「適格組織再編成」に、「合併前十年内事業年度、分割前十年内事業年度」を「合併等前十年内事業年度」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第六十八条の九十二第五項の」を「第六十八条の九十二第六項の」に、「適格合併等（次項において「適格合併等」という。）の日」を「適格組織再編成（次項において「適格組織再編成」という。）の日（当該適格組織再編成が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日。次項において同じ。）」に、「同条第三項の」を「同条第四項の」に、「同条第五項各号」を「同条第六項各号」に、「同条第三項第二号」を「同条第四項第二号」に、「第六十六条の八第三項第二号」を「第六十六条の八第四項第二号」に、「事後設立法人（」を「現物分配法人（」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　適格合併等（法第六十八条の九十二第六項第一号に規定する適格合併等をいう。次号において同じ。）に係る被合併法人又は現物分配法人の同項第一号に規定する合併等前十年内事業年度（以下この項及び次項において「合併等前十年内事業年度」という。）のうち次号に掲げるもの以外のもの　当該被合併法人又は現物分配法人の合併等前十年内事業年度開始の日を含む当該連結法人の各連結事業年度

第三十九条の百十九第三項第二号中「適格合併に係る被合併法人の合併前十年内事業年度」を「適格合併等に係る被合併法人又は現物分配法人の合併等前十年内事業年度」に、「適格合併の日」を「適格合併等の日（法第六十八条の九十二第六項第一号に規定する適格合併等の日をいう。）」に、「合併連結事業年度」を「合併等連結事業年度」に改め、「又は適格分割型分割に係る分割法人の分割前十年内事業年度のうち当該連結法人の当該適格分割型分割の日を含む連結事業年度（以下この号において「分割承継連結事業年度」という。）開始の日以後に開始したもの」を削り、「合併連結事業年度又は分割承継連結事業年度」を「合併等連結事業年度」に改め、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「第六十八条の九十二第六項第二号」を「第六十八条の九十二第六項第三号」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に、「（次号に掲げる場合に該当するときの分割等前十年内事業年度及び第五号に掲げる分割等前十年内事業年度を除く。）」を「のうち次号及び第五号に掲げるもの以外のもの」に改め、同項第四号及び第五号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第六十八条の九十二第三項第二号」を「第六十八条の九十二第四項第二号」に、「、特定外国子会社等」を「、同号の外国法人」に改め、「前十年以内の各連結事業年度」の下に「（以下この項において「前十年以内の各連結事業年度」という。）」を、「同じ。）」の下に「又は部分適用対象金額（連結法人の前十年以内の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入された個別部分課税対象金額に係るものに限る。以下この項において同じ。）」を加え、「当該特定外国子会社等」を「当該外国法人」に改め、「当該適用対象金額」の下に「又は部分適用対象金額」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第六十八条の九十二第三項第一号」を「第六十八条の九十二第四項第一号」に、「に規定する特定外国子会社等（以下この条において「特定外国子会社等」という。）」を「の外国法人」に改め、「連結事業年度」の下に「（以下この項において「配当連結事業年度」という。）」を、「この項において同じ。）」の下に「又は部分適用対象金額（連結法人の配当連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入される個別部分課税対象金額に係るものに限る。以下この項において同じ。）」を加え、「特定外国子会社等の」を「外国法人の」に改め、「当該適用対象金額」の下に「又は部分適用対象金額」を加え、「第三十九条の十九第一項」を「第三十九条の十九第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（法第六十八条の九十二第一項に規定する剰余金の配当等の額をいう。以下この条において同じ。）がある場合における同項から法第六十八条の九十二第三項までの規定の適用については、同条第一項の規定の適用に係る剰余金の配当等の額、同条第二項の規定の適用に係る剰余金の配当等の額及び同条第三項の規定の適用に係る剰余金の配当等の額の順に、同条第一項から第三項までの規定を適用するものとする。